

ID: 614

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	港湾区域内における占有料土砂採取料の徴収		
法令名 根拠条項	港湾法 第37条第4項		
法令番号	昭和25年法律第218号		
<p>【基準】</p> <p>法第37条第4項の規定による。</p> <p>4 港湾管理者は、条例又は第12条の2の規程で定めるところにより、港湾区域内の水域又は公共空地に係る第1項第1号又は第2号の許可を受けた者から占有料又は土砂採取料を徴収することができる。但し、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日